

令和 7 年度

秋の全国交通安全運動

川崎市実施要綱

期 間

9月21日(日)から30日(火)までの10日間
〔 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(火) 〕

目 的

市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故を防止することを目的としています。

スローガン

- ◎ 反射材 わたしとかがやく 夜の道
- ◎ 高齢者 模範を示そう 交通マナー
- ◎ かわさきは 安全・安心 まもるまち

運 動 重 点

- 1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- 2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
- 4 二輪車の交通事故防止



川崎市交通安全対策協議会

運動の進め方

川崎市交通安全対策協議会は構成する関係機関・団体との連携を密にし、この運動の目的や重点を踏まえつつ、市民総ぐるみで運動を展開します。

～ 構成機関・団体の共通推進事項 ～

- 「運動の重点に関する主な推進事項」に基づき、地域などの実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 関係機関・団体の職員などに、運動の周知を図ります。
- 各種会議、行事等を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼びかける記事などの掲載に努めます。

運動重点に関する主な推進事項

1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

- ☆ 歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図る取組の推進
- ☆ 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- ☆ 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視覚効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- ☆ 通学路、未就学児童を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動の推進
- ☆ こどもや高齢者の交通事故の特性・特徴を踏まえた参加体験型安全教育の推進
- ☆ 神奈川歩行者安全五則の周知



2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

- ☆ 運転中のスマートフォン等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進
- ☆ 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- ☆ 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日の入り後1時間における横断中の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の推進
- ☆ 横断歩道等に歩行者等がいなかったことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- ☆ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進

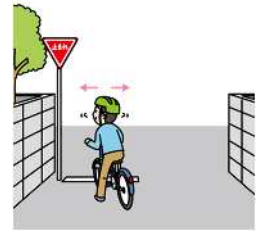


3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- ☆ 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の

促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

- ☆ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- ☆ 令和8年4月1日から交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されることを踏まえて、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ☆ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底を促す取組の推進
- ☆ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進



4 二輪車の交通事故防止

- ☆ 二輪車の特性（不安定性や死角に入りやすいなど）の周知及びあご紐は緩みなくしっかり締めるなどヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- ☆ 若年層のみならず、中高年層に対する二輪車安全運転教育と広報啓発の推進

各季の運動の取組事項

【家庭】

- ☆ 交通安全運動の機会に、家族で交通事故防止や交通ルールについて話し合しましょう。
- ☆ 関係機関・団体が開催する安全運転講習会等へ積極的に参加しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。
- ☆ 夜間外出するときは、明るい衣服を着用し、反射材用品を活用しましょう。
- ☆ 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しましょう。
- ☆ 飲酒運転は「しない・させない」を徹底しましょう。



【学校等】

- ☆ 教職員の交通安全教育に関する指導力の向上を図るため、各種研修会を開催しましょう。
- ☆ 幼児・児童・生徒に対する適切な交通安全指導を実施しましょう。
- ☆ 神奈川県学校交通安全教育推進会議での「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、教育活動全体を通して交通安全教育を推進しましょう。
- ☆ 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を推進しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入に関する指導を実施しましょう。

【職場】

- ☆ 交通安全教育や講習会を開催するとともに、参加を促しましょう。
- ☆ 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を推進しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入に関する指導を実施しましょう。
- ☆ 飲酒運転または飲酒運転を助長することのない職場環境を確立するとともに、飲酒運転は「しない・させない・ゆるさない」についてあらゆる機会を通じて指導を実施しましょう。

【地域】

- ☆ 地域ごとに「交通安全ヒヤリ地図」等を作成して地域内の交通危険箇所を共有し、子どもや高齢者に注意を促しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入を地域全体で促しましょう。
- ☆ 飲酒運転追放を呼びかける等、飲酒運転根絶の環境づくりに努めましょう。
- ☆ 酒類販売業者・飲食店と協力してハンドルキーパー運動の輪を広げる等地域ぐるみで飲酒運転根絶に取り組みましょう。



市からのお知らせ

一定の要件を満たした電動キックボードなどの利用について

性能上の最高速度が自転車と同程度であるなどの一定の要件を満たす電動キックボードなどは、特定小型原動機付自転車として公道を免許なしで通行可能となっています（16歳以上）。

車体の基準に細かい規定があるので、十分に確認し、交通ルール・マナーを守って正しく乗りましょう。

	特定小型原動機付自転車	
		特例特定小型原動機付自転車
最高速度表示灯	緑色：点灯	緑色：点滅
最高速度	20km/h以下	6km/h以下
定格出力	0.60kw以下	
長さ	190cm以下	
幅	60cm以下	
運転免許	不要（16歳未満は運転禁止）	
ヘルメット	着用努力義務	
自賠責保険	義務	



詳しい交通ルール等はこちら！
（警察庁 HP）



神奈川歩行者安全五則

～歩行者もルール・マナーを守りましょう～

1 横断する意思を明確にする！

横断歩道では、手を上げるなどをして運転者に対し、横断する意思を明確に伝えましょう。

2 横断歩道を渡る！

横断歩道外の横断や車両の直前直後の横断など、無理な横断はやめ、横断歩道を渡りましょう。

3 歩きスマホはしない！

歩行中は、わき見の原因となるスマホなどを注視することがないようにしましょう。

4 危険な踏切横断はしない！

踏切は、警報機が鳴ったら渡らない。遮断機を跨がない、くぐらないことを徹底しましょう。

5 反射材を身に着ける！

薄暮や夜間には、光の反射で存在を示すことができる反射材を身に着けましょう。

川崎市交通安全対策協議会

事務局：川崎市 市民文化局 市民生活部 地域安全推進課

電話：044-200-2266

FAX：044-200-3869

E-mail: 25tiiki@city.kawasaki.jp